

東京都廃プラスチック国内有効利用に
向けた緊急対策助成事業

助成金交付申請の手引

助成金交付申請は、工事実施前に行ってください。

令和2年4月

東京都環境局

公益財団法人東京都環境公社

- ◆ 本手引は、「東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業助成金交付要綱」（令和2年4月24日付2都環公技第70号）に基づく申請等の手続をご案内するものです。
- ◆ 当該事業は、東京都が実施する「廃プラスチックの国内有効利用に向けた実証事業※(以下、「実証事業」という。）」に参加する処分業者等に対し、廃プラスチックの処理に必要な一軸破碎機等を導入する費用の一部を助成します。なお、助成金の申請受付業務は「公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）」が実施いたします。

※ 都内で産業廃棄物の中間処理を行う事業者が排出する廃プラスチックを集約し、船舶等による共同輸送を行い、セメント工場での有効利用を図る事業

【用語の解説】

- | | |
|-------------|---|
| (1) 廃プラスチック | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項第1号の産業廃棄物のうち廃プラスチック類の廃棄物 |
| (2) 処分業者等 | 廃棄物処理法第14条第6項に基づく許可を受けた産業廃棄物処分業者及び令和2年度内に同項の許可を取得する見込みの者 |
| (3) 一軸破碎機 | 固定された刃物と、一本の回転する軸に取り付けた複数の刃物により破碎する機械 |
| (4) 関連設備 | 実証事業の実施に必要な廃プラスチックの選別機、洗浄機、圧縮機、梱包機又はベルトコンベア |
| (5) 一軸破碎機等 | 一軸破碎機及び関連設備 |
| (6) 年度 | 4月1日から翌年3月31日までの期間 |
| (7) リース契約 | 一軸破碎機等の貸主が、当該一軸破碎機等の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該一軸破碎機等を使用収益する権利を与え、借主は、当該一軸破碎機等の使用料を貸主に支払う契約 |
| (8) リース事業者 | リース契約その他知事がリース契約と同等の契約として認めたものに基づき、一軸破碎機等の貸付等を行う者 |

目次

	頁数
1 助成事業の概要	1
(1) 助成対象者	1
(2) 助成対象となる機器	1
(3) 助成対象経費	1
(4) 助成金の額及び限度額	2
2 交付手続の流れ	3
3 交付申請等の手続	4
4 必要書類	6
(1) 交付申請時	6
(2) 実績報告時	8
5 その他	9
6 申請書類チェックリスト	11
7 記入例	12
8 様式集	25

1 助成事業の概要

本事業は、東京都が実施する「廃プラスチックの国内有効利用に向けた実証事業」に参加する処分業者等に対し、廃プラスチックの処理に必要な一軸破碎機等を導入する費用の一部を助成するものです。

(1) 助成対象者

次のいずれかに該当する処分業者等が助成金の交付対象者となります。

① 処分業者等のうち、次の全ての要件を満たす者

- (ア) 一軸破碎機等を購入し、当該一軸破碎機等を当該処分業者等の都内の産業廃棄物処分施設に設置すること。
- (イ) 令和3年4月1日までに、実証事業に参加できること。
- (ウ) 助成金の対象となる一軸破碎機等について、他の法令及び予算に基づく助成金等の交付を受けていないこと。
- (エ) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であること。

② リース事業者

- (ア) ①処分業者等と共同で申請すること。
- (イ) 当該貸付等において、助成金相当額を反映したリース料金を設定すること。

(2) 助成対象となる機器

一軸破碎機等であって、次の全ての要件を満たす機器が対象となります。

- (ア) 新品であること。
- (イ) 都内の産業廃棄物処分施設に設置されるものであること。
- (ウ) 実証事業で求められる規格に廃プラスチックを中間処理できる仕様であること。
- (エ) 一軸破碎機は廃プラスチックを20mm以下に破碎できる規格であること。

(3) 助成対象経費

一軸破碎機等の導入に要する経費のうち、助成対象となる経費は表1のとおりです。

表1 助成対象

	助成対象となる経費	助成対象とならない経費
機器購入費	<ul style="list-style-type: none">・一軸破碎機・ベルトコンベア・洗浄機・圧縮機	

	<ul style="list-style-type: none"> ・梱包機 ・実証事業の実施に必要な廃プラスチックの選別機 	既存施設の撤去費など
設置工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・設置費 ・仮設費 ・現場管理費など 	

※ 消費税及び地方消費税は助成対象経費に含みません。

(4) 助成金の額及び限度額

○助成金の額 助成対象経費の 3 分の 1

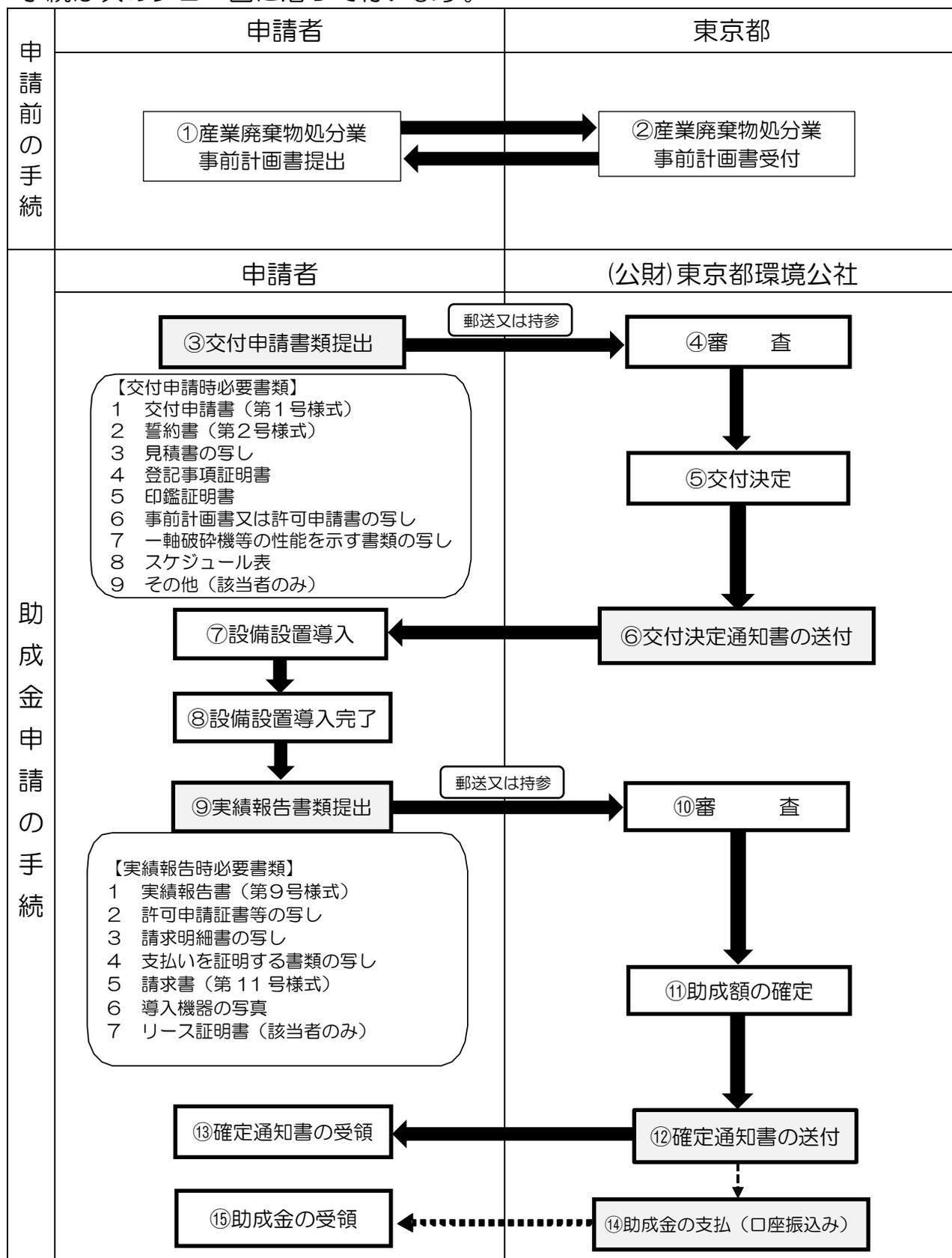
○限度額 15,000,000円

※ 助成金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

※ 助成限度額を超える金額の場合は、助成限度額を適用します。

2 交付手続の流れ

手続は次のフロー図に沿って行います。



3 交付申請等の手続

(1) 申請書受付期間

令和2年(2020年)4月1日から
令和2年(2020年)6月30日まで

ただし、予算の範囲を超えた日をもって、申請書の受付を停止しますのでご注意ください。

- * 上記期間に申請書を先着順に受け付け、審査の対象とします。
- * 予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合は、提出された申請書の中で抽選を行います。
- * 助成は、1社につき1台となります。
- * 天災地変等により申請者の責に帰することができない場合は、申請受付期間を変更する場合があります。その際は、公社ホームページにてお知らせします。

(2) 申請方法

当該助成事業への申請は、次の手順で行ってください。

① 申請書様式の取得

公社のホームページから、必要な様式をダウンロードし、必要事項の入力を行ってください。

(公財)東京都環境公社ホームページ

<https://www.tokyokankyo.jp/jigyo/resource-circulation/haipurazyosei>

- ※ インターネットをご利用になれない場合は、申請書を郵送いたしますので、お問合せください。その場合は、黒色のボールペンを使用し手書きで丁寧に記入してください。
注) 鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことのできるインクのペンで記入したもの、黒色以外のペンで記入したものについては、受付できませんのでご注意ください。

② 申請書類の提出

○申請書類 1部

申請書に押印(実印)の上、必要書類(P6参照)とともに、公社の窓口を持参または郵送してください。窓口書類を持参する場合は、あらかじめ電話で予約をしてください。

- ※ 提出書類は必ずコピーをとった上で提出し、控えを保管してください。助成金の審査手続中、公社からの問い合わせの際に確認していただくことがあります。

<受付窓口>

公益財団法人東京都環境公社 環境技術部技術課 計画係事業調整担当

TEL 03-6666-9182

(土・日・祝日を除く9時00分から17時00分まで)

【申請窓口・郵送先】

〒130-0022

東京都墨田区江東橋4-26-5

東京トラフィック錦糸町ビル8階

公益財団法人東京都環境公社

(環境技術部技術課 計画係事業調整担当宛)



(3) 交付申請後の手続

① 交付決定

公社は、申請書を受け付けた後、書類審査を行い、交付要件に合致していると認められた場合、交付決定通知書を申請者宛に送付します。

② 工事の実施

工事の実施（契約締結含む）は、**必ず交付決定通知書を受領した後**に実施してください。交付決定通知書の発行よりも前に工事を実施した場合は、助成金の交付はできません。

③ 実績報告書の提出

提出期限 令和3年3月31日まで（当日消印有効）

※ 報告方法は交付申請と同じです。（必要書類は8頁を参照してください。）

④ 現地調査

公社は助成事業の実施状況を確認するため、その実施中または完了後に助成対象設備導入場所（現地）において調査を実施いたします。その際にご協力くださいますようお願い申し上げます。

※ 現地調査の日程については、事前に公社からお知らせします。

⑤ 助成額の確定及び支払い

公社は、実績報告の内容を審査し、交付要件に合致していると認めた場合、助成額の確定通知書を申請者宛に送付します。

その後、助成金交付請求書（第 11 号様式）の指定口座に助成金を振込みます。

⑥ 申請内容の変更

交付決定通知後、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに事業計画変更申請書（第 6 号様式）を提出してください。

申請者の代表者の変更や住所の変更等が生じた場合は、住所等の変更届出書（第 7 号様式）を提出してください。

（承認申請書の提出が必要な場合）

- 事業の内容の変更
- 事業廃止
- 申請者情報の変更
- 助成金振込先の変更等

公社は、助成金交付決定額の変更を承認した場合は、承認通知書を申請者宛に送付します。

4 必要書類

（1）交付申請時

○ 交付申請書（第 1 号様式）

申請書には押印が必要です。押印は印鑑証明書と同一の印鑑を使用してください。

※ リースを活用する場合は、リース情報を記載してください。

○ 誓約書（第 2 号様式）

交付申請書と同時に提出する書類です。誓約書には押印が必要です。押印は印鑑証明書と同一の印鑑を使用してください。

○ 見積書の写し

対象となる設備機器等の導入費用の見積書の写しで、税抜き金額を記載したものがが必要です。

見積書の写しをお送りいただく際は、以下の項目をご確認ください。

① 見積書発行日が記載されているか

② 見積書発行者の印が押印されているか

③ 見積書の宛先が交付申請者と同一であるか
④ 見積書の内訳に記載された内容と交付申請書（第1号様式）に記載された内容が一致しているか。
⑤ 見積書の合計金額のなかに、助成対象外となる経費が含まれる場合は、その内容と金額を記載してください。

- 商業・法人登記の登記事項証明書
法務局が交付する商業・法人登記の登記事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書）の原本（発行後3箇月以内のもの）が必要です。
- 印鑑証明書
印鑑証明書の原本（発行後3箇月以内のもの）が必要です。
- 事前計画書又は許可申請書の写し
廃棄物処理法第14条第6項に係る事前計画書の写し又は同法第15条に基づく許可申請書の写しが必要となります（ただし、東京都（八王子市内に設置する施設については八王子市）の受付印があるものに限りません。）。
なお、同法第15条に基づく許可申請書の写しを添付する場合は、許可証が交付された際に、速やかにその許可証の写しを提出してください。
- 一軸破碎機等の性能を示す書類の写し
導入する一軸破碎機の仕様、性能が記載されている書類が必要となります。
（例）納入機器仕様書、カタログなど
- スケジュール表
一軸破碎機等の設置及び許可申請に係るスケジュール表（令和3年4月1日から実証事業に参加できることが明記されていること。）を提出してください。
- 助成対象者の要件を証する書類（該当者のみ）
商業・法人登記の登記事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書）に記載されている資本金で助成対象者の要件が確認できない場合、従業員数を以て助成対象者の要件を証する書類が必要となります。
（例）労働保険概算・確定保険料申告書(控)、法人税確定申告書添付書類等、
公的機関に提出した書類で、公的機関の受領印の押印が必要
- リース見積書（該当者のみ）
リースを活用する場合、助成対象となる経費が明記されており、毎月のリース料及びリース料金から助成金相当額が減額されていることが確認できる書類が必要となります。

(2) 実績報告時

○ 実績報告書（第9号様式）

報告書には押印が必要です。押印は印鑑証明書と同一の印鑑を使用してください。

○ 許可申請書等の写し

廃棄物処理法第14条第6項の許可申請書等の写し（ただし、東京都（八王子市に設置する施設については八王子市）の受付印があるもの。）を添付してください。

○ 請求明細書の写し

設備設置業者等が発行した請求明細書が必要となります。

※交付申請時に提出した見積書と同一の内訳内容の記載があり、発行者が見積業者と同一の会社であることが必要です。

リースの場合は、初回リース料の支払い請求書等の写しが必要となります。

○ 支払いを証明する書類の写し

設備設置業者等が発行した領収書又は銀行の利用明細書等の写しが必要となります。請求明細書の金額と同一であることが必要です。

リースの場合は、初回リース料を支払ったことを証明する書類の写しが必要となります。

【支払いを証明する書類の例】

■入出金明細照会					
◆口座情報					
銀行	〇〇〇〇銀行	科目	普通	口座番号	0000000
支店	〇〇支店	口座名	株式会社 〇〇〇〇		
◆明細情報					
取引日 起算日	受取人名	金融機関名 支店名	科目 口座番号	金額	詳細
2019/6/3 2019/6/3	株式会社 △△△	▲▲銀行 ▽▽支店	当座 11111	216,000	
2019/6/5 2019/6/5	□□ □□	□□銀行 ■■支店	普通 01110	10,000	

※インターネットバンキングで支払いをした場合、振込金額・振込日・振込元・振込先が記載されている画面を印刷したものが必要です。

※受領印があること

○ 請求書（第11号様式）

申請者が公社に助成金を請求するための書類が必要となります。

※押印は印鑑証明書と同一の印鑑を使用してください。

○ 導入機器の写真

一軸破碎機等を据え付けた状況を示す写真を添付してください。

○ 購入一軸破碎機等に係るリース証明書（該当者のみ）

導入した一軸破碎機等がリースされていることが分かる書類となります。

○ リース料金の算定根拠明細書（該当者のみ）

助成金を活用した場合及び助成金を活用しない場合において、それぞれのパターンでリース料金算定根拠が記載されていることが必要となります。

5 その他

5.1 申請の撤回

助成対象者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に対し異議があるなど、やむを得ない事由がある場合は、助成金交付決定通知書（第3号様式）を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第5号様式）を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。

5.2 交付決定の取消し

(1) 次の各号に一つでも該当すると認められる場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ① 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- ② 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- ③ 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- ④ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含みます。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- ⑤ 東京都が産業廃棄物処分業の許可を取り消したとき。
- ⑥ その他、助成金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他法令、又は東京都の要綱に基づく命令に違反したとき。

(2) 公社は、(1)によって取消しを行った場合は、速やかに当該助成対象者に通知を行います。

5.3 債権譲渡

助成金交付によって生じる権利の全部又は一部について第三者に譲渡し、又は継承することは原則として認められません。ただし、助成対象者について相

続、法人の合併又は分割等により助成事業を行うものが変更される場合においては、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（第13号様式）を提出し、公社がその旨を承認することで、助成金交付に係る地位を継承することが認められる場合があります。

5.4 処分の制限

取得財産等のうち単価が50万円以上の機械器具、備品及びその他の財産は、その財産を事業終了後に助成金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保供与しようとするときは、あらかじめ公社の承認を受けなければなりません。公社の承認を得ずに取得した財産等の処分を行った場合には、助成金の交付決定の取り消しや助成金の返還を命じることがあります。ただし、財産取得後5年を経過した後はこの限りではありません。

5.5 助成事業の経理

本助成事業の交付要綱に基づき、助成事業に関する収支を明らかにした証拠書類等を保管してください。

5.6 個人情報の保護

公社が取得した申請書類の内容を含む個人情報等は、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、東京都に提供する場合があります。ただし、次の目的以外に個人情報を利用することはありません。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）

- 本事業における申請・審査、事業管理等のため。
- 事務連絡、資料送付等のため。
- 公社が行う事業に関する情報提供のため。

6 申請書類チェックリスト

交付申請時チェックリスト

必要書類		様式等	備考	チェック欄
1	交付申請書	第1号様式	指定様式。申請者が公社に助成金を申請するための書類。押印が印鑑証明書のもので同一であること。	<input type="checkbox"/>
2	誓約書	第2号様式	指定様式。申請者が実証事業に申請することを誓約するための書類。押印が印鑑証明書のもので同一であること。	<input type="checkbox"/>
3	見積り書（各委託業者）	写し	機器本体費用と設置費用等が明記されていること	<input type="checkbox"/>
4	登記事項証明書	原本	履歴事項証明書又は現在事項証明書（発行後3箇月以内のもの）	<input type="checkbox"/>
5	印鑑証明書	原本	法務局が交付する印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）	<input type="checkbox"/>
6	事前計画書又は許可申請書	写し	廃棄物処理法第14条第6項に係る事前計画書又は同法第15条の許可申請書（受付印があるもの）	<input type="checkbox"/>
7	一軸破碎機等の性能を示す書類	写し	一軸破碎機等の性能が分かる仕様書、カタログ等 ※一軸破碎機は20mm以下に破碎できることが記載されていること。	<input type="checkbox"/>
8	スケジュール表	原本	一軸破碎機等の設置及び許可申請に係るスケジュール表（令和3年4月1日から実証事業に参加できることが明記されていること）	<input type="checkbox"/>
9	その他（該当者のみ）	写し	助成対象者の要件を証する書類、リース見積書等	<input type="checkbox"/>

実績報告時チェックリスト

必要書類		様式等	備考	
1	実績報告書	第9号様式	指定様式。申請者が公社に実績を報告するための書類。押印が印鑑証明書のもので同一であること	<input type="checkbox"/>
2	許可申請書等	写し	廃棄物処理法第14条第6項又は同法第15条の許可申請証書等の写し	<input type="checkbox"/>
3	請求明細書（各委託業者）	写し	設置業者が発行した請求書 ※機器の本体価格及び設置費用の記載があるもの	<input type="checkbox"/>
4	支払いを証明する書類	写し	設置機器業者等の印が押印されていること	<input type="checkbox"/>
5	請求書	第11号様式	指定様式。申請者が公社に助成金を請求するための書類。押印が印鑑証明書のもので同一であること	<input type="checkbox"/>
6	導入機器の写真	-	一軸破碎機等を据え付けた状況を示す写真	<input type="checkbox"/>
7	リース証明書（該当者のみ）	写し	リース証明書、貸与料金算定根拠明細書	<input type="checkbox"/>

7 記入例

記入例

公益財団法人東京都環境公社
理事長 殿



令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

印鑑証明書と同一のものを必ず押してください。

住所 〒〇〇〇 - 〇〇〇〇
東京都墨田区〇〇 △ - □□
名称 株式会社 〇〇〇〇
代表者役職 代表取締役 墨田 次郎
及び氏名



**東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業
助成金交付申請書**

1 助成対象事業の目的及び内容

廃プラスチックの処理促進に向け、新たな処理ルートの構築を目指す実証事業を効果的に実施するため、廃プラスチックの処理に必要な一軸破碎機等を導入し、実証事業に参加する。

一軸破碎機を導入する施設情報を記載してください。

2 申請者情報

住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇	東京	都道府県	墨田区
	〇〇〇 △△ - □□			
フリガナ	カブシキガイシャ 〇〇〇〇		所属部署	第1工場施設課
氏名	株式会社 〇〇〇〇		(法人のみ)	
日中連絡が取れる電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		E-mail	〇〇〇〇〇〇@〇〇〇.〇〇.〇〇
			(法人のみ)	

3 リース会社の情報（リース契約の場合のみ記入）

住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇	東京	都道府県	〇〇〇区
	〇〇〇 △△ - □□			
フリガナ	マルマルマルマルリースカブシキガイシャ			
会社名	〇〇〇〇リース株式会社			
代表者名	代表取締役 〇〇 〇〇			

4 申請内容に関する問合せ先・通知書発送先

住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇	東京	都道府県	〇〇〇区
	〇〇〇 △△ - □□			
会社名	株式会社 〇〇〇〇			
フリガナ			所属部署	〇〇〇部
担当者名	〇〇 〇〇			
電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		E-mail	〇〇〇〇〇〇@〇〇〇.〇〇.〇〇

5 導入設備に関する情報

施設名称	〇〇〇〇〇〇株式会社 〇〇工場		
許可申請書又は許可申請書に記載されている受付日	令和	2	年 〇 月 〇 日
導入設備機器	<ul style="list-style-type: none"> ・一軸破碎機（〇〇〇-〇〇〇） ・ベルトコンベア 他 詳細は別紙のとおり		
設置工事概要	<ul style="list-style-type: none"> ・一軸破碎機の設置工事 ・既存コンベアラインへの接続 		
設置工事予定期間	令和2年8月	～	令和3年1月

一軸破碎機の型式等を記載して下さい。記載できない場合は、「別紙のとおり」として記載してください。

6 助成対象経費

経費配分	金額欄
一軸破碎機等機器費（税抜） (A)	25,000,000
機器設置工事費（税抜） (B)	15,000,000
一軸破碎機等導入経費（税抜） (C)	40,000,000
助成対象額 (C×1/3) (D)	13,333,333 円
助成金交付申請額 (Dの千円未満を切捨て)	13,333,000 円

助成限度額を超える金額の場合は、助成限度額を適用します。

7 リース情報（該当する場合）

リース金額（助成金の額を除いた額）	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円
リース期間	令和3年2月 ～ 令和8年1月 5 年

8 添付書類

添付書類	チェック欄
1 印鑑証明書の原本（発行後3箇月以内のもの）	レ
2 商業登記又は法人登記の登記事項証明書（現在事項全部証明書）の原本（発行後3箇月以内のもの）	レ
3 見積書（機器本体費用等対象経費が明記されているもの。）	レ
4 一軸破碎機等の性能が分かる仕様書、カタログ等。 ※一軸破碎機は20mm以下に破碎できることが明記されていること。	レ
5 廃棄物処理法第14条第6項の許可申請に係る事前計画書又は廃棄物処理法第15条に基づく許可申請書の写し※東京都（八王子市に設置する施設については八王子市）の受付印があるもの	レ
6 一軸破碎機等の設置及び許可申請に係るスケジュール表 ※令和3年4月1日から実証事業に参加できることが明確であること。	レ
7 リース見積書 ※リース事業者の場合のみ	レ
8 その他社が必要と認める書類	



印鑑証明書と同一のものを必ず押してください。

記入例

東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業 誓約書

公益財団法人東京都環境公社
理事長 殿

東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業助成金交付要綱（令和2年4月24日付2都環公技技第70号。以下「要綱」という。）第7条の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が要綱第3条に規定する助成対象者に該当し、令和3年4月1日から実証事業に参加することをここに誓約いたします。申請の内容に虚偽の記述があつた場合には、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実かつ正確な申請を行うことを誓約いたします。

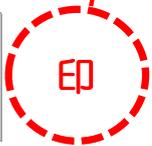
また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第19条第1項の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、要綱第20条第1項に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、貴公社理事長又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

令和2年 〇〇月 〇〇日

住所	〇〇〇 - 〇〇〇〇 東京都墨田区〇〇 △ - □□
氏名	株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 墨田 次郎

印鑑証明書と同一のものを必ず押してください。



* 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。
 - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

記入例

公益財団法人東京都環境公社
理事長 殿



令和〇〇年〇〇月〇〇日

印鑑証明書と同一のものを必ず押してください。

住 所 〒〇〇〇 - 〇〇〇〇
東京都墨田区〇〇 △ - □□
名 称 株式会社 〇〇〇〇
代表者役職 代表取締役 墨田 次郎
及 び 氏 名



**東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業
助成金交付申請撤回届出書**

令和2年〇〇月〇〇日付で交付決定のあった標記助成金について東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業助成金交付要綱（令和2年4月24日付2都環公技第70号）第10条第1項の規定に基づき、助成金交付申請の撤回について届け出ます。

交付決定番号	〇〇〇〇〇
交付申請年月日	令和2年 〇〇月 〇〇日
撤回の理由	経営状況の悪化により一軸破碎機の購入ができなくなったため。

【連絡先】

住 所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇	東京 ^{都道} 府県 〇〇区
	〇〇〇 △△-□□	
会 社 名	株式会社 〇〇〇〇	
所 属 部 署	〇〇〇部	
氏 名	〇〇 〇〇	
連 絡 先 電 話 番 号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	

記入例

公益財団法人東京都環境公社
理事長 殿



令和2年〇〇月〇〇日

印鑑証明書と同一のものを必ず押してください。

住 所 〒〇〇〇 - 〇〇〇〇
東京都〇〇区〇〇〇 △△ - □□
名 称 株式会社 〇〇〇〇
代表者役職 代表取締役 〇〇 〇〇
及 び 氏 名



**東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業
助成事業計画変更申請書**

令和2年〇〇月〇〇日付けをもって交付決定した事業について東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業助成金交付要綱（令和2年4月24日付2都環公技第70号）第12条第1項の規定に基づき、助成事業の計画変更を申請します。

交付決定番号	〇〇〇〇〇
変更の内容	工事内容の変更
変更の理由	導入予定だった1軸破碎機を変更したため、設置場所の変更及び工期の変更が生じたため。
変更後の助成対象事業に要する経費	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円

【連絡先】

住 所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇	東京 ^都 道 _府 〇〇〇区
	〇〇〇 △△-□□	
会 社 名	株式会社 〇〇〇〇	
所 属 部 署	〇〇〇部	
氏 名	〇〇 〇〇	
連 絡 先 号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	

記入例

公益財団法人東京都環境公社
理事長 殿



年 月 日

印鑑証明書と同一のものを必ず押してください。

住 所 〒〇〇〇 - 〇〇〇〇
東京都〇〇区〇〇〇 △△ - □□
名 称 株式会社 〇〇〇〇
代表者役職 代表取締役 〇〇 〇〇
及 び 氏 名



**東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業
住所等の変更届書**

令和2年〇〇月〇〇日付けをもって交付決定した事業について東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業助成金交付要綱（令和2年4月24日付2都環公技第70号）第13条の規定に基づき、住所等の変更について届け出ます。

交付決定番号	〇〇〇〇〇
--------	-------

変更事項 (該当のものに○)	<input checked="" type="checkbox"/>	住 所	<input type="checkbox"/>	組 織 変 更
	<input type="checkbox"/>	代 表 者 変 更	<input type="checkbox"/>	そ の 他

変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
		東京都〇〇区〇〇 〇 - 〇〇

※ 変更内容が確認できる書類を添付すること。（登記簿謄本、印鑑証明、定款等）

【連絡先】

住 所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 東京 都道府県 〇〇〇区
	〇〇〇 △△ - □□
会 社 名	株式会社 〇〇〇〇
所 属 部 署	〇〇〇部
氏 名	〇〇 〇〇
連 絡 先 電 話 番 号	〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

記入例



年 月 日

公益財団法人東京都環境公社
理事長 殿

印鑑証明書と同一のものを必ず押してください。

住 所 〒0000 - 0000
東京都00区0000 △△ - □□
名 称 株式会社 0000
代表者役職 代表取締役 00 00
及 び 氏 名



**東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業
助成事業廃止申請書**

令和2年00月00日付けをもって交付決定した事業について東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業助成金交付要綱（令和2年4月24日付2都環公技第70号）第15条第1項の規定に基づき、助成事業の廃止について申請します。

交付決定番号	00000
廃止の理由	震災の影響により施設の復旧のメドが立たないため

【連絡先】

住 所	〒 000 - 0000 東京 都道府県 000区
	000 △△-□□
会 社 名	株式会社 0000
所 属 部 署	000部
氏 名	00 00
連 絡 先 号 電 話 番 号	00-0000-0000

記入例

公益財団法人東京都環境公社
理事長 殿



年 月 日

印鑑証明書と同一のものを必ず押してください。

住 所 〒〇〇〇 - 〇〇〇〇
東京都〇〇区〇〇〇 △△ - □□
名 称 株式会社 〇〇〇〇
代表者役職 代表取締役 〇〇 〇〇
及び氏名



**東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業
実績報告書**

令和2年〇〇月〇〇日付けをもって交付決定した事業について東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業助成金交付要綱（令和2年4月24日付2都環公技第70号）第16条の規定に基づき、下記の通り届け出ます。

交付決定番号	〇〇〇〇〇	
完了年月日	令和3年 1月 30日	
添付書類	1 許可申請書等の写し	1 枚
	2 購入一軸破砕機等の代金に係る請求書等	1 枚
	3 購入一軸破砕機等の代金の支払いに係る領収書	1 枚
	4 購入一軸破砕機等の性能を示す書類	1 枚
	5 購入一軸破砕機等に係るリース証明書	1 枚
	6 貸与料金の算定根拠明細書	1 枚
	7 その他	枚

【連絡先】

住 所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 東京 都道府県 〇〇〇区
	〇〇〇 △△ - □□
会 社 名	株式会社 〇〇〇〇
所 属 部 署	〇〇〇部
氏 名	〇〇 〇〇
連 絡 先 号 電 話 番 号	〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

記入例

公益財団法人東京都環境公社
理事長 殿

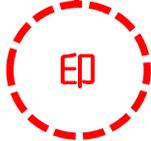


記入不要です。

年 月 日

印鑑証明書と同一のものを必ず押してください。

住所 〒〇〇〇 - 〇〇〇〇
東京都〇〇区〇〇〇 △△ - □□
名称 株式会社 〇〇〇〇
代表者役職 代表取締役 〇〇 〇〇
及び氏名



記入不要です。

**東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業
助成金交付請求書**

年 月 日付 整理番号 号をもって、助成金の額の確定通知を受けた東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業に係る助成金を請求します。

交付決定番号	〇〇〇〇
請求金額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円

【助成金振込先】 ※ゆうちょ銀行の場合、振込用の口座情報を記入

振込銀行名 (カタカナ)	〇〇〇ギンコウ							
支店名 (カタカナ)	△△シテン							
金融機関コード (数字4ケタ)	1	2	3	4	支店コード (数字3ケタ)	6	7	8
預金種別	普通 当座 其他 ()							
口座名義 (カタカナ)	カ) 〇〇〇〇							
口座番号 (右詰め)	1	2	3	4	5	6	7	

(注) 振込口座が確認できる資料（通帳の見開き面等）のコピーを添付すること。

■記載方法に関する注意事項

- ・口座名義人は、申請者と同一名義であること
- ・振込銀行名、支店名、口座名義は、カタカナで記入
- ・口座名義は、前株の場合は「カ)●●」、後株の場合は、「●●(カ)」と記入

■振込口座が確認できる資料に関する注意事項

- ・銀行名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が読み取れる内容であること
- ・当座預金で通帳がない場合は、小切手帳や取引明細書、当座勘定照合等の写しを添付
- ・ネット銀行で通帳がない場合は、インターネット画面を印刷したものを添付

記入例

公益財団法人東京都環境公社
理事長 殿



年 月 日

印鑑証明書と同一のものを必ず押してください。

住 所 〒0000 - 0000
東京都00区0000 △△ - □□
名 称 株式会社 0000
代表者役職 代表取締役 00 00
及 び 氏 名



**東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業
助成金返還報告書**

令和2年00月00日付けで交付決定のあった標記助成金について、東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業助成金交付要綱（令和2年4月24日付2都環公技第70号）第20条第2項の規定に基づき、助成金を返還しましたので、同条第3項の規定に基づき報告します。

交付決定番号	00000		
申請者名	00,000,000		
既に交付を受けている助成金額	00,000,000 円		
返還請求額及び 年 月 日	返還金	0,000,000 円	令和00 年 00 月 00 日
	加算金	00,000 円	令和00 年 00 月 00 日
	延滞金	00,000 円	令和00 年 00 月 00 日
返還実施額及び 年 月 日	返還金	0,000,000 円	令和00 年 00 月 00 日
	加算金	00,000 円	令和00 年 00 月 00 日
	延滞金	00,000 円	令和00 年 00 月 00 日

【連絡先】

住 所	〒 000 - 0000 東京都 000区 000 △△-□□		
会 社 名	株式会社 0000		
所 属 部 署	000部		
氏 名	00 00		
連 絡 先 電 話 番 号	00-0000-0000		

記入例

公益財団法人東京都環境公社
理事長 殿



年 月 日

印鑑証明書と同一のものを必ず押してください。

住 所 〒〇〇〇 - 〇〇〇〇
東京都〇〇区〇〇〇 △△ - □□
名 称 株式会社 〇〇〇〇
代表者役職 代表取締役 〇〇 〇〇
及 び 氏 名



**東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業
取得財産等処分承認申請書**

令和2年〇〇月〇〇日付けで交付決定のあった標記事業について、東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業助成金交付要綱（令和2年4月24日付2都環公技第70号）第24条第2項の規定に基づき、取得財産等処分の承認を申請します。

交付決定番号	〇〇〇〇〇
処分しようとする取得財産等	一軸破碎機（型式〇〇 - 〇〇〇）
処分しようとする理由	事業撤退するため別の会社に設備を譲渡するため
処分の相手方	住 所 〒〇〇〇-〇〇〇 東京都●●区〇〇〇 〇-〇〇
	氏 名 △△△工業株式会社
処分の予定日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日
処分の金額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円

【連絡先】

住 所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇	東京都	都道府県 〇〇〇区
	〇〇〇 △△-□□		
会 社 名	株式会社 〇〇〇〇		
所 属 部 署	〇〇〇部		
氏 名	〇〇 〇〇		
連 絡 先 号 電 話 番 号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		

8 様式集



年 月 日

公益財団法人東京都環境公社
理事長 殿

住 所
名 称
代 表 者 役 職
及 び 氏 名



**東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業
助成金交付申請書**

1 助成対象事業の目的及び内容

廃プラスチックの処理促進に向け、新たな処理ルートの構築を目指す実証事業を効果的に実施するため、廃プラスチックの処理に必要な一軸破碎機等を導入し、実証事業に参加する。

2 申請者情報

住所	〒 -	都道府県	
フリガナ		所属部署 (法人のみ)	
氏名			
日中連絡が取れる 電話番号		E-mail (法人のみ)	

3 リース会社の情報（リース契約の場合のみ記入）

住 所	〒 -	都道府県	
フリガナ			
会社名			
代 表 者 名 氏 名			

4 申請内容に関する問合せ先・通知書発送先

住 所	〒 -	都道府県	
会社名			
フリガナ		所属部署	
担当者名			
電話番号		E-mail	

5 導入設備に関する情報

施設名称	
許可申請書又は許可申請書に記載されている受付日	年 月 日
導入設備機器	
設置工事概要	
設置工事予定期間	～

6 助成対象経費

経費配分	金額欄
一軸破碎機等機器費（税抜） (A)	円
機器設置工事費（税抜） (B)	円
一軸破碎機等導入経費（税抜） (C)	円
助成対象額（C×1/3） (D)	円
助成金交付申請額（Dの千円未満を切捨て）	円

7 リース情報（該当する場合）

リース金額（助成金の額を除いた額）	円
リース期間	～ 年

8 添付書類

	添付書類	チェック欄
1	印鑑証明書の原本（発行後3箇月以内のもの）	
2	商業登記又は法人登記の登記事項証明書（現在事項全部証明書）の原本（発行後3箇月以内のもの）	
3	見積書（機器本体費用等対象経費が明記されているもの。）	
4	一軸破碎機等の性能が分かる仕様書、カタログ等。 ※一軸破碎機は20mm以下に破碎できることが明記されていること。	
5	廃棄物処理法第14条第6項の許可申請に係る事前計画書又は廃棄物処理法第15条に基づく許可申請書の写し※東京都（八王子市に設置する施設については八王子市）の受付印があるもの	
6	一軸破碎機等の設置及び許可申請に係るスケジュール表 ※令和3年4月1日から実証事業に参加できることが明確であること。	
7	リース見積書 ※リース事業者の場合のみ	
8	その他公社が必要と認める書類	



東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業 誓約書

公益財団法人東京都環境公社
理事長 殿

東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業助成金交付要綱（令和2年4月24日付2都環公技第70号。以下「要綱」という。）第7条の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が要綱第3条に規定する助成対象者に該当し、令和3年4月1日から実証事業に参加することをここに誓約いたします。申請の内容に虚偽の記述があつた場合には、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実かつ正確な申請を行うことを誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第19条第1項の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、要綱第20条第1項に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、貴公社理事長又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所	
-----	--

氏 名	
-----	--



* 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

* この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

- ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・ 暴力団員を雇用している者
- ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者



年 月 日

公益財団法人東京都環境公社
理事長 殿

住 所

名 称

代表者役職
及び氏名



**東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業
助成金交付申請撤回届出書**

年 月 日付けで交付決定のあった標記助成金について東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業助成金交付要綱（令和2年4月24日付2都環公技第70号）第10条第1項の規定に基づき、助成金交付申請の撤回について届け出ます。

交付決定番号	
交付申請年月日	年 月 日
撤回の理由	

【連絡先】

住 所	〒	都道府県
	-	
会 社 名		
所 属 部 署		
氏 名		
連 絡 先 電 話 番 号		



年 月 日

公益財団法人東京都環境公社
理事長 殿

住 所

名 称

代表者役職
及び氏名



**東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業
助成事業計画変更申請書**

年 月 日付けをもって交付決定した事業について東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業助成金交付要綱（令和2年4月24日付2都環公技技第70号）第12条第1項の規定に基づき、助成事業の計画変更を申請します。

交付決定番号	
変更の内容	
変更の理由	
変更後の助成対象事業に要する経費	円

【連絡先】

住 所	〒	-	都道 府県
会 社 名			
所 属 部 署			
氏 名			
連 絡 先 電 話 番 号			



年 月 日

公益財団法人東京都環境公社
理事長 殿

住 所

名 称

代表者役職
及び氏名



**東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業
住所等の変更届書**

年 月 日付けをもって交付決定した事業について東京都廃プラスチック国内有効
利用に向けた緊急対策助成事業助成金交付要綱（令和2年4月24日付2都環公技技第70号）第13条の
規定に基づき、住所等の変更について届け出ます。

交付決定番号	
--------	--

変更事項 (該当のものに○)	<input type="checkbox"/>	住 所	<input type="checkbox"/>	組 織 変 更
	<input type="checkbox"/>	代 表 者 変 更	<input type="checkbox"/>	そ の 他

変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後

※ 変更内容が確認できる書類を添付すること。（登記簿謄本、印鑑証明、定款等）

【連絡先】

住 所	〒 - 都道 府県
会 社 名	
所 属 部 署	
氏 名	
連 絡 先 電 話 番 号	



年 月 日

公益財団法人東京都環境公社
理事長 殿

住 所

名 称

代表者役職
及び氏名



**東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業
助成事業廃止申請書**

年 月 日付けをもって交付決定した事業について東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業助成金交付要綱（令和2年4月24日付2都環公技第70号）第15条第1項の規定に基づき、助成事業の廃止について申請します。

交付決定番号	
廃止の理由	

【連絡先】

住 所	〒 - 都道府県
会 社 名	
所 属 部 署	
氏 名	
連 絡 先 電 話 番 号	

年 月 日

公益財団法人東京都環境公社
理事長 殿

住 所

名 称

代表者役職
及び氏名

実印

東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業
実績報告書

年 月 日付けをもって交付決定した事業について東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業助成金交付要綱（令和2年4月24日付2都環公技技第70号）第16条の規定に基づき、下記の通り届け出ます。

交付決定番号		
完了年月日	年 月 日	
添付書類	1 許可申請書等の写し	枚
	2 購入一軸破碎機等の代金に係る請求書等	枚
	3 購入一軸破碎機等の代金の支払いに係る領収書	枚
	4 購入一軸破碎機等の性能を示す書類	枚
	5 購入一軸破碎機等に係るリース証明書	枚
	6 貸与料金の算定根拠明細書	枚
	7 その他	枚

【連絡先】

住 所	〒 - 都道府県
会 社 名	
所 属 部 署	
氏 名	
連 絡 先 電 話 番 号	



年 月 日

公益財団法人東京都環境公社
理事長 殿

住 所
名 称
代表者役職
及び氏名



**東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業
助成金交付請求書**

年 月 日付 整理番号 号をもって、助成金の額の確定通知を受けた東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業に係る助成金を請求します。

交付決定番号	
請求金額	円

【助成金振込先】 ※ゆうちょ銀行の場合、振込用の口座情報を記入

振込銀行名 (カタカナ)							
支店名 (カタカナ)							
金融機関コード (数字4ケタ)					支店コード (数字3ケタ)		
預金種別	普通	当座	その他	()			
口座名義 (カタカナ)							
口座番号 (右詰め)							

(注) 振込口座が確認できる資料（通帳の見開き面等）のコピーを添付すること。

■記載方法に関する注意事項

- ・口座名義人は、申請者と同一名義であること
- ・振込銀行名、支店名、口座名義は、カタカナで記入
- ・口座名義は、前株の場合は「カ●●」、後株の場合は、「●●(カ)」と記入

■振込口座が確認できる資料に関する注意事項

- ・銀行名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が読み取れる内容であること
- ・当座預金で通帳がない場合は、小切手帳や取引明細書、当座勘定照合等の写しを添付
- ・ネット銀行で通帳がない場合は、インターネット画面を印刷したものを添付



年 月 日

公益財団法人東京都環境公社
理事長 殿

住 所

名 称

代表者役職
及び氏名



**東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業
助成金返還報告書**

年 月 日付で交付決定のあった標記助成金について、東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業助成金交付要綱（令和2年4月24日付2都環公技第70号）第20条第2項の規定に基づき、助成金を返還しましたので、同条第3項の規定に基づき報告します。

交付決定番号			
申請者名			
既に交付を受けている助成金額	円		
返還請求額及び 年 月 日	返還金	円	年 月 日
	加算金	円	年 月 日
	延滞金	円	年 月 日
返還実施額及び 年 月 日	返還金	円	年 月 日
	加算金	円	年 月 日
	延滞金	円	年 月 日

【連絡先】

住 所	〒 - 都道府県
会 社 名	
所 属 部 署	
氏 名	
連 絡 先 電 話 番 号	



年 月 日

公益財団法人東京都環境公社
理事長 殿

住 所

名 称

代表者役職
及び氏名



**東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業
取得財産等処分承認申請書**

年 月 日付けで交付決定のあった標記事業について、東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業助成金交付要綱（令和2年4月24日付2都環公技第70号）第24条第2項の規定に基づき、取得財産等処分の承認を申請します。

交付決定番号	
処分しようとする取得財産等	
処分しようとする理由	
処分の相手方	住所 氏名
処分の予定日	年 月 日
処分の金額	円

【連絡先】

住 所	〒 - 都道府県
会 社 名	
所 属 部 署	
氏 名	
連 絡 先 電 話 番 号	



公益財団法人 東京都環境公社
環境技術部 技術課
計画係 事業調整担当

電話 03-6666-9182
FAX 03-3644-2260